



ニュースリリース 平成 23年 7月 20日

中国人民元建て外国送金の取り扱い開始について

常陽銀行(頭取 寺門 一義)は、地元企業の中国ビジネスを支援するため、中国人民元建て外国送金の取り扱いを開始しますので、下記のとおりお知らせいたします。

従来、中国人民元建ての外国送金の取扱いは、中国当局から厳しく規制されておりましたが、昨年6月の規制緩和を受け、日本との間でも貿易取引に限り、中国当局が許可する企業への送金が可能となりました。

当行は、今後とも、お客さまの中国ビジネスの拡大を積極的に支援してまいります。

記

1. 開始日

7月28日

2. 対象のお客さま

中国本土の企業と貿易取引のある法人のお客さま
(個人、個人事業主のお客さまは対象外)

3. 取り扱い内容

貿易決済のための人民元建て外国送金

- ・ 輸入決済(中国本土の企業への仕向送金)
- ・ 輸出決済(中国本土の企業からの被仕向送金)

(注) 受取人の中国企業は中国当局から許可を受けている中国人民元決済の試行企業(パイロット企業)に限定されます。

以 上